

警察職員の特殊勤務手当に関する条例

(昭和35年10月25日長崎県条例第45号)

(目的)

第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）第22条の規定に基づき、警察に所属する一般職の職員（以下「警察職員」という。）の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 刑事作業手当
- (2) 特殊作業手当

(刑事作業手当)

第3条 刑事作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の作業
- (2) 交通取締用自動車運転作業
- (3) 特殊自動車運転作業
- (4) 指紋、足こん跡若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、第1号に係るものについては550円、第2号に係るものについては480円、第3号に係るものについては380円、第4号に係るものについては、屋外で行われた作業は520円、それ以外の作業は270円とする。

第4条 削除

(特殊作業手当)

第5条 特殊作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 被疑者看守作業
- (2) 交通整理作業
- (3) 坑内作業
- (4) 死体処理作業
- (5) 警ら作業
- (6) 身辺警護等作業
- (7) 夜間特殊業務作業
- (8) 潜水作業
- (9) 爆発物等処理作業
- (10) 銃器等犯罪捜査従事作業
- (11) 航空機操縦作業
- (12) 航空機整備作業
- (13) 航空機搭乗作業
- (14) 航空機搭乗危険作業
- (15) 救難救助等作業

(16) 遠隔地水上警戒作業

(17) 船員作業

2 前項第1号、第2号及び第5号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき、第1号に係るものについては220円、第2号に係るものについては530円、第5号に係るものについては300円とする。

3 第1項第3号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 鉱山、土石採取場又はトンネルの坑内で行う実地検証に従事したとき 350円

(2) 鉱山の坑内でガス爆発、火災、出水若しくは落盤又はこれらに類する災害があった場合に行う著しい危険を伴う実地検証に従事したとき 1,400円

4 第1項第4号に定める手当の額は、死体の取扱い1体につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 検視を担当する職員で人事委員会規則で定める者 3,200円

(2) 前号以外の職員 1,600円（人事委員会規則で定める損傷の著しい死体の場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）

5 第1項第6号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃若しくは人事委員会が定める皇族の警衛 1,150円

(2) 前号に掲げる皇族以外の皇族の警衛 640円

(3) 警護対象者の警護 1,150円

6 第1項第7号に定める手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。次号において同じ。）の全部を含む勤務 980円

(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務 650円（深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあつては、410円）

7 第1項第8号に定める手当の額は、潜水作業に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 潜水深度30メートルまで 600円

(2) 潜水深度30メートルを超えるとき 1,200円

8 第1項第9号に定める手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 爆発物又はその疑いのある物件の処理作業で人事委員会規則で定めるもの 作業1件につき4,600円

(2) 特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。）及びサリン以上又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下この項において同じ。）又はその疑いのある物質（以下これらを「特殊危険物質等」という。）が発散又は漏えいしている状況下で現場において行う救助活動及び捜査活動 作業に従事した日1日につき4,600円

(3) 特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で現場の直近外周において行う避

難誘導等の活動 作業に従事した日1日につき2,600円

(4) 特殊危険物質等の処理作業で人事委員会規則で定めるもの 作業に従事した日1日につき2,600円

(5) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（前3号に掲げる処理作業を除く。） 作業に従事した日1日につき250円

(6) 特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業 作業に従事した日1日につき460円

9 第1項第10号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 銃器若しくは銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項のクロスボウ（以下「銃器等」という。）又は銃器等と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業 1,640円

(2) 前号に付随して行われる固定配置の作業 1,100円

(3) 銃器等を所持する犯人の逮捕の作業 1,100円

(4) 前号に付随して行われる固定配置の作業 820円

(5) 銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業 820円

(6) 暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の作業 820円

10 第1項第11号及び第12号に定める手当の額は、勤務1月につき、第11号に係るものについては12万7,500円、第12号に係るものについては2万8,100円とする。ただし、整備士以外の者で整備業務に従事する者については1万7,000円とする。

11 第1項第13号に定める手当の額は、搭乗1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1月につき、第1号に係るものについては4万4,000円、第2号に係るものについては3万4,200円を超えることはできない。

(1) 航空機の整備士 2,200円

(2) その他の職員（航空機の操縦士を除く。） 1,900円

12 第1項第14号に定める手当の額は、搭乗1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1月につき、第1号に係るものについては1万3,200円、第2号に係るものについては8,100円、第3号に係るものについては6,480円を超えることはできない。

(1) 航空機の操縦士 550円

(2) 航空機の整備士 450円

(3) その他の職員 360円

13 第1項第15号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき1,120円（大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円）とする。ただし、当該作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあっては、第2号に定める額）とする。

(1) 作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 当該額にその100分の50

に相当する額を加算した額

(2) 作業が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域（人事委員会がこれに準ずると認める地域を含む。）で行われた場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額

14 第1項第16号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき1,100円（特に困難で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）とする。

15 第1項第17号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 公安職給料表7級、6級及び5級並びに海事職給料表5級 3,080円

(2) 公安職給料表4級及び海事職給料表4級 2,570円

(3) 公安職給料表3級及び海事職給料表3級 2,120円

(4) 公安職給料表2級及び1級並びに海事職給料表2級及び1級 1,670円

（手当額の特例）

第6条 正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特別な事情の下で、第3条第1項第1号及び第4号並びに前条第1項第2号及び第9号に定める作業に従事した場合における特殊勤務手当の額は、この条例の規定により受けるべき額に、作業1回につき620円（当該作業の夜間（午後9時から翌日の午前5時までの間をいう。）における従事時間が3時間以上の場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）を加算した額とする。

（定年前再任用短時間勤務職員等に支給される特殊勤務手当の額の特例）

第7条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当（月額で支給されるものに限る。）の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。

（特別な事情がある場合の取扱い）

第8条 この条例の規定により難い人事委員会規則で定める特別な事情がある場合は、人事委員会と協議して予算の範囲内で定める額を支給することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年6月9日から適用する。ただし、第2条第3号、第3条第4号及び第5条の規定は、同年10月1日から適用する。

（作業手当に関する経過措置）

2 この条例による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて既に警察職員に支払われた昭和35年6月9日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係

る作業手当は、この条例の規定により支払われたものとみなす。

附 則（昭和36年条例第23号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年条例第34号）

この条例は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則（昭和38年条例第19号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年条例第21号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第15号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年条例第12号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年条例第25号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第1項第3号の規定は、昭和42年8月1日から適用する。

附 則（昭和44年条例第2号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和45年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払いとみなす。

附 則（昭和46年条例第1号）抄
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による別表第1、別表第6のイ及び別表第6のウの改正規定中特1等級に係る部分並びに附則第17項から附則第20項までの規定は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。第18条を除く。）の規定、第2条の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例（以下「改正後の市町村立学校教職員給与条例」という。第15条を除く。）の規定、第4条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定、附則第13項の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定及び附則第14項の規定による改正後の長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は昭和45年5月1日から、改正後の職員給与条例第18条の規定及び改正後の市町村立学校教職員給与条例第15条の規定は昭和46年1月1日から適用する。

(給与の内払)

- 11 改正前の職員給与条例、改正前の市町村立学校教職員給与条例、第4条の規定による改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例又は第5条の規定による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の職員給与条例、改正後の市町村立学校教職員給与条例、第4条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例又は第5条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、遠隔地手当は、改正後の職員給与条例の規定による特勤勤務手当の内払とみなす。

附 則 (昭和46年条例第14号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第46号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。ただし、改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例第2条第36号、第37号及び第38号、第25条第1項第3号、第35条、第36条並びに第37条の規定は、昭和47年6月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例、学校職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和47年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例、学校職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則 (昭和47年条例第58号) 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例(以下「改正後の市町村立学校教職員給与条例」という。)の規定は昭和47年4月1日から、第3条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は同年9月1日から適用する。

(給与の内払)

- 9 改正前の職員給与条例、改正前の市町村立学校教職員給与条例、第3条の規定による改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例又は第4条の規定による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の職員給与条例、改正後の市町村立学校教職員給与条例、第3条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例又は第4条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則 (昭和48年条例第42号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第62号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和48年規則第62号で昭和48年10月23日から施行）

- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）の規定（別表第2中特1等級に係る部分を除く。）、第2条の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例（以下「改正後の市町村立学校教職員給与条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は昭和48年4月1日から、第3条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は同年10月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与条例第18条第1項の規定及び改正後の市町村立学校教職員給与条例第15条第1項の規定は同年9月1日から適用する。

（給与の内払）

- 16 職員が、改正前の職員給与条例、改正前の市町村立学校教職員給与条例又は第4条の規定による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与条例（住居手当については、改正後の職員給与条例第12条の3又は附則第14項）、改正後の市町村立学校教職員給与条例（住居手当については、改正後の市町村立学校教職員給与条例第10条の3又は附則第14項）又は第4条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 17 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和49年条例第23号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第48号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（第5条第1項第4号エ及び別表第4エ教育職給料表（4）の規定を除く。以下「改正後の職員給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例（以下「改正後の教職員給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の企業職員給与条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 20 職員が、改正前の職員給与条例の規定、改正前の教職員給与条例の規定、改正前の長

埼玉県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定、改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定又は改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与条例（住居手当については、改正後の職員給与条例第12条の3及び附則第16項）の規定、改正後の教職員給与条例（住居手当については、改正後の教職員給与条例第10条の3及び附則第16項）の規定、改正後の企業職員給与条例の規定、改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定又は改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則等への委任）

- 21 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項のうち、企業職員の給与に関する部分については管理者が、その他の部分については人事委員会規則で定める。

附 則（昭和52年条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の一般職員特殊勤務手当条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の学校職員特殊勤務手当条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の警察職員特殊勤務手当条例」という。）の規定は、昭和52年4月1日から適用する。
- 3 職員が、第1条の規定による改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、昭和52年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給を受けた特殊勤務手当は、改正後の一般職員特殊勤務手当条例の規定、改正後の学校職員特殊勤務手当条例の規定又は改正後の警察職員特殊勤務手当条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。
- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（昭和53年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第21号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、改正後の条例第6条の規定は、昭和55年1月1日から適用する。

附 則（平成元年条例第39号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第54号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第3条の改正規定、同条例第4条第1項の改正規定及び同条例第12条の6の次に1条を加える改正規定並びに第2条中市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例第3条の改

正規定及び同条例第10条の6の次に1条を加える改正規定並びに第3条中現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条の改正規定及び同条例第4条の5の次に1条を加える改正規定並びに第4条中長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項の改正規定及び同条例第8条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第8項及び第9項の規定は、平成2年4月1日から施行する。

(人事委員会規則等への委任)

- 14 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例(第3条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項のうち、企業職員の給与に関する部分については管理者が、その他の部分については人事委員会規則で定める。

附 則(平成3年条例第1号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項及び第9項の規定は、平成3年4月1日から施行する。

(人事委員会規則等への委任)

- 13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については人事委員会規則等で定める。

附 則(平成3年条例第39号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第3条及び同条例第4条第1項の改正規定、同条例第11条第4項を削る改定規定、同条例第18条第1項、同条例第19条並びに同条例第22条の3第1項及び第2項の改正規定並びに同条例附則第27項及び第28項を削る改正規定、第2条中市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例第3条の改正規定、同条例第9条第4項を削る改正規定、同条例第15条第1項及び同条例第15条の2の改正規定、同条を同条例第15条の3とする改正規定、同条例第15条の次に1条を加える改正規定並びに同条例附則第25項及び第26項を削る改正規定並びに第3条の規定並びに附則第9項及び第10項の規定は、平成4年1月1日から施行する。

(平成3年規則第49号で平成3年12月21日から施行)

(人事委員会規則等への委任)

- 12 附則第3項から第6項までの規定及び前項に定めるもののほか、この条例(附則第8項の規定を除く。)の施行に関し必要な事項のうち、企業職員の給与に関する部分については管理者が、その他の部分については人事委員会規則で定める。

附 則(平成4年条例第52号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成4年規則第57号で平成4年12月22日から施行)

附 則(平成6年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第40号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第18条第1項の改正規定及び第2条中市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例第15条第1項の改正規定は平成7年1月1日から、第1条中職員の給与に関する条例第17条の改正規定及び別表第4の改正規定（イの表備考（2）に係る部分及びウの表備考（2）に係る部分に限る。）、第2条中市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例第14条の改正規定並びに別表第1及び別表第2の改正規定（備考（2）に係る部分に限る。）並びに第3条中職員の退職手当に関する条例第10条の改正規定並びに附則第8項及び第9項の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第2号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第35号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第12条の3第2項第2号及び第18条第1項の改正規定、第2条中市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例第10条の3第2項第2号及び第15条第1項の改正規定、附則第15項の規定並びに附則第16項の規定は平成9年1月1日から、附則第17項中一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）第16条第2項の改正規定及び附則第19項の規定は同年4月1日から施行する。

（平成8年規則第67号で平成8年12月24日から施行）

附 則（平成9年条例第51号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第18条第1項の改正規定及び第2条中市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例第15条第1項の改正規定は平成10年1月1日から、第1条中職員の給与に関する条例別表第1から別表第7までの改正規定（別表第7に係る部分に限る。）及び附則第11項の規定は同年4月1日から施行する。

（平成9年規則第45号で平成9年12月24日から施行）

（人事委員会規則への委任）

- 13 附則第3項から第8項まで並びに第11項及び第12項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成10年条例第36号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第18条第1項の改正規定及び第2条中市町村立学校県費負担教職員の給与に関する条例第15条第1項の改正規定は平成11年1月1日から、附則第9項の規定は同年4月1日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成13年条例第48号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成20年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成23年条例第25号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第45号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成23年3月11日から適用する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、平成23年3月11日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（平成24年条例第85号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第43号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の警察職員特殊勤務手当条例」という。）の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(給与の内払)

3 この条例による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和2年2月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の警察職員特殊勤務手当条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（令和4年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第28号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例第7条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

附 則（令和4年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第16号及び第14項の規定は、令和4年9月15日から適用する。

附 則（令和5年条例第11号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年条例第25号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第13条、第15条から第18条までの規定並びに附則第8項から第19項までの規定及び第21項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第3号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第23号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の一般職員特殊勤務手当条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の警察職員特殊勤務手当条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 この条例による改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例又は改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の一般職員特殊勤務手当条例又は改正後の警察職員特殊勤務手当条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。